

## 1. 生徒心得

- (1) 通学時の服装は本校の制服を着用し、浜高生らしい品位を保つ。
- (2) 教職員、来客にあいさつする。
- (3) 言葉遣いは、明瞭で気品のあるよう心がける。
- (4) 生徒間のあいさつは、親しみを込めて交わす。
- (5) 学習中は学習活動に専念し、周囲のじゃまになるような言動をしない。
- (6) 授業中の退出は、先生の許可を得る。
- (7) 考査は常に公明正大な態度で受け、不正な行動をしない。
- (8) 施設、備品、その他公共物を使用するときは必ず許可を受け、使用後は確実に後始末をする。
- (9) 施設、備品、その他公共物を破損あるいは紛失した場合は、速やかに届け出て、原則として使用した者が弁償する。
- (10) 多額の金銭や不必要な物品等を持たない。また、みだりに貸借しない。
- (11) 校外においても、浜高生としての自覚を保ち、他人に迷惑をかけないように心がける。
- (12) 健全な異性観を持ち、節度ある交際を徹する。
- (13) 清掃は、各自責任をもって丁寧に行い、校舎内外の美化に努め、よい学習環境を作る。
- (14) お互いに人権を尊重し、自主的に集団の秩序を重んじる。また、暴力・脅迫等の行為は絶対にしない。
- (15) 風俗営業関係等の店に出入りしない。
- (16) 夜間の外出は慎み、午後 10 時以後は外出しない。
- (17) 無断外泊は絶対にしない。
- (18) 次の事項については必ず学校（部・係）に届け出る。
  - ア 早退、遅刻届（担任・教科担任）
  - イ 印刷物の配布や掲示物の許可（生徒指導部）
  - ウ 遺失または拾得物（生徒指導部）

—（中略）—

## 9. 服 装

### 1 男女共通

- (1) 鞆 自転車通学生はリュックが好ましい。徒歩通学生は指定しない。  
特異な形のもの、華美なものは避けること。
- (2) 履物 通学には通学靴または運動靴を用いる。  
上履きは学校指定の履物とする。
- (3) 髪型 端正な髪型とする。（パーマ、染色、脱色、特異な型にしない。）

- (4) 靴下 白または黒で無地のもの(ワンポイント可)。
- (5) 登下校中に身につけるもの(防寒着等)  
派手な色や変わった仕立てのものは避けること。また、授業中と職員室での着用は控える。防寒着については冬服着用時のみ可とする。
- (6) 化粧、装飾品の着用はしない。
- (7) 制服の選択については個別に配慮する。ただし、入学式、卒業式、始業式、終業式は服装を統一する。その他の式典についても必要であれば統一する。

## 2 男子

### (1) 夏服

- ア 学校指定の白のカッターシャツ。
- イ 中着は華美でない色(シャツからあまり透けない色)とし、無地のものとする(ワンポイント可。手のひら基準)。
- ウ 黒のズボン(自分の体格に合ったもの。標準マークの入ったもの。)

### (2) 冬服

- ア 上着はズボンと同色の黒の詰め襟のシングル立てカラーとし、校章入りの金ボタンを付ける。(標準服のマーク入りのもの)
  - イ 右襟に学年章、クラス章をつける。
- \* 夏冬ともにベルトは黒または茶色(装飾のないもの)とする。

## 3 女子

### (1) 夏服

- ア 半袖ブラウスまたは白の長袖カッターシャツ(どちらも学校指定のもの)。
- イ 中着は華美でない色(シャツからあまり透けない色)とし、無地のものとする(ワンポイント可。手のひら基準)。

### (2) 合服

- ア ベスト 黒、V字型、見本図示。
- イ カッター 学校指定のもの。
- ウ 棒ネクタイ 金茶色のもの。

ベストの型



### (3) 冬服

- ア 黒セーラー服で金茶色の2本線が入ったもの。スカーフも金茶色とする。
  - イ 学校指定のセーターは授業中及び職員室内でも着用可とする。
  - ウ スカートの襞数は24~28、長さは膝にかかる程度。
  - エ タイツは黒色または肌と同色のみ着用可とする。
- \* 合服、冬服は校章を左胸の上につける。